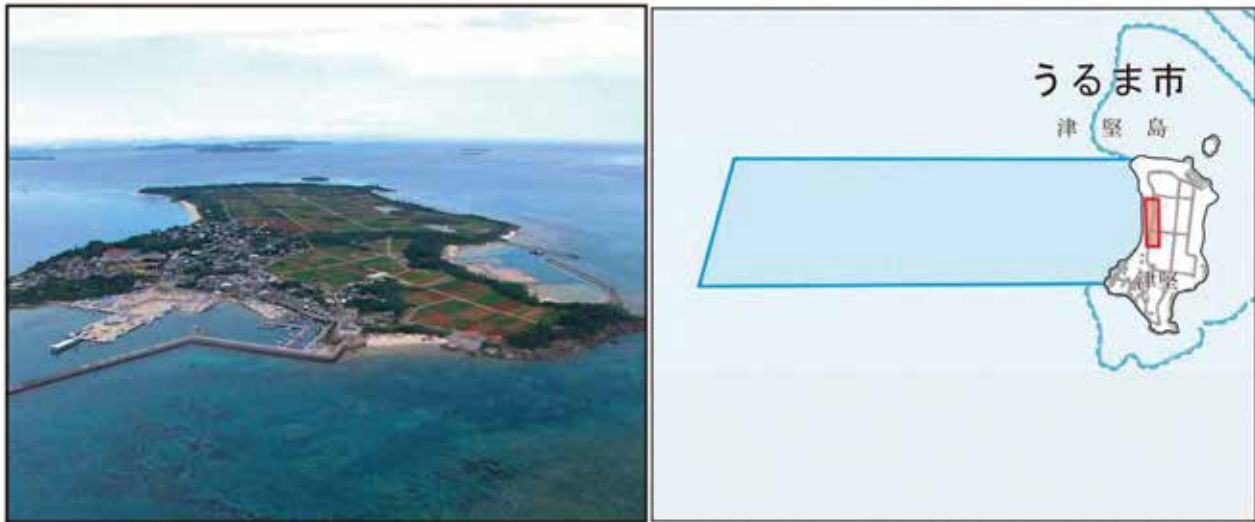


(14) FAC6082 津堅島訓練場 (Tsuken Jima Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (勝連津堅)

(イ) 面積：16千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	16	—	—	—	16

(ウ) 地主数：(国有地)

(エ) 年間賃借料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：米海兵隊太平洋基地在沖米海兵隊基地司令部

○使用部隊名：海兵隊、空軍

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より)

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 使用時間

水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

b 用途

(a) 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃は認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

(b) 水域は、水陸両用訓練のため使用される。

c 通告の方法

現地合衆国当局は、水域を使用する場合は、7日前までに沖縄防衛局に通告を行う。

d 制限の内容

水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を含むいかなる通常の生業活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。合衆国政府は、航路灯施設(平曾根灯台)の運用に関する検査、保守、修理その他の作業が必要な場合は、当該施設への出入りのため、本水域の通過を保証する。

(ウ) 施設の現状及び任務

この訓練場は通称「泊浜」と呼ばれ、うるま市勝連津堅島の西側に位置する長さ約2キロメートルの海岸で干潟を含む約6キロメートル沖合までが訓練水域となっており、海兵隊、空軍等により、

水陸両用の上陸訓練、空挺訓練及び救難訓練に使用されている。

演習は陸上あるいは水域のみ、または、陸上・水域同時に行われる。訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行に制限はない。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：なし

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年2月 米軍に占領され、主に娯楽施設として使用される。

昭和34年3月27日 使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

平成9年12月18日 日常的に定期船や漁船等が航行する水域（津堅島訓練場水域内）にて、空軍及び陸軍によるパラシュート降下訓練が実施され、船舶の乗組員をはじめ、県民に大きな不安を与えた。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

津堅島訓練場の所在するうるま市には、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は6.7パーセントである。詳しくはキャンプ・コートニーの項を参照。

津堅島訓練場のある津堅島は、面積1.88平方キロメートルでニンジンの産地として知られている。

訓練場として使用されている地域とその周辺一帯は、良好な海浜、防風林で構成されており、夏場の観光客利用も多く、リゾート地域として将来の開発が有望視されている。

同訓練場では、近年、頻繁にパラシュート降下訓練が実施され、平成9年から令和5年末までに、県が確認しただけでも66回の訓練が行われているが、演習通報が行われずに訓練が実施された事案や提供施設・区域外への降下などが発生している。県は、訓練が行われている海域が定期船や漁船等が航行する水域であることから同訓練場でパラシュート降下訓練を実施しないよう求めている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

津堅島訓練場に起因する事件・事故としては、平成6年6月に提供施設外に米軍ヘリコプターが2回にわたり、着陸し農作物に被害を与える事故があったほか、平成21年6月には、パラシュート降下訓練を行っていた隊員が提供施設・区域外に降下する事故、令和3年6月には、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のUH-1Yヘリコプターが民間の畑に不時着する事故が発生している。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

津堅一帯は、沖縄県トロピカルリゾート構想の重点整備区に指定されていることから、勝連町（当時）では、跡地の自然環境の保全・育成を図るとともに、その恵まれた自然環境を生かして、平成9年4月に遊歩道・キャンプ場・展望台等で構成された「キャロット愛ランド」が整備されている。